

#### 第4号様式(第7条)

休業補償請求書				請求回数	第	回
(実施機関の職氏名)		請求年月日		年	月	日
次の休業補償を請求します。		請求者の住所 氏名		印		
1 (所属部局)						
2 (氏名)			3 (職種)			
年 月 日生(歳)			4 (負傷又は 発病年月日) 年 月 日			
5 請求日 数	年 月 日から のうち 日			全部休業日数 日		
	年 月 日まで			一部休業日数 日		
6 所属部 局の 長の 証明	1から5までの事項については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日			所属部局の 長の職氏名		所在地 名 称
						□印
7 休業 補償	全部休業日数 のみの場合	(補償基礎額) (請求日数)		円 × = 円		
	一部休業日数 のある場合	(補償基礎額) (請求日数)		(一部休業した日に支払 われた給与その他の収 入の総額) = 円		
	休業補償 請求金額	(A) + (B)		円		
8 厚生年金保険 法等の適用関 係	有( ) 無					
9 医師等の 証明	(傷病名)		(現在の状態) 治癒 繼続中 転医 中止 死亡			
	(請求日数のうち療養のため勤務す ることができなかつたと認められ る日数)		(勤務できなかつたと認められ る理由)			
	年 月 日から のうち 日 年 月 日まで					
上記のとおりであることを証明します。 年 月 日			<div style="text-align: right;">□印</div> <div style="text-align: right;">所在地 名 称</div> <div style="text-align: right;">医療機関等の 医師等の氏名</div>			
10	添付する書類 その他の資料名					

11 送 金 希 望 の 場 合	振込先 金融機関名	銀行 支店	受 理	年 月 日
	預金科目	普通預金 当座預金	決 定	年 月 日
	口座番号		支 払	年 月 日
	口名 義 座人	住所		
	氏名		決 定 金 額	円

(注意) 1 請求者は、印の欄には記入しないでください。また、該当するにレ印を記入してください。

- 2 「5 請求日数」の欄は、次の方法で記入してください。
- (1) 全部休業日数の項には勤務その他の業務に従事することができます、このため給与その他の収入(資産に基づく収入を除きます。以下同じです。)を全く得ることができなかった日数を記入してください。
  - (2) 一部休業日数の項には勤務その他の業務に一部従事することができます、このため給与その他の収入の一部を得ることができ、かつ、その得た給与その他の収入の額が補償基礎額(条例第6条第5項が適用される場合においては、同項の適用がないものとした場合における補償基礎額)以下であった日数を記入してください。
  - (3) 条例第8条ただし書及び条例施行規則第6条の2に該当する日がある場合は、当該日数を控除した日数を記入してください。
- 3 「7 休業補償」の欄の「補償基礎額」は、第4号様式の2「補償基礎額算定書」において算定した金額を記入し、請求・申請に際は、同算定書を添付してください。
- 4 「8 厚生年金保険法等の適用関係」の欄は、休業補償を受けようとする者が記入し、請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」といいます。)第5条の規定による改正前の船員保険法をいいます。)、旧厚生年金保険法(国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいいます。)若しくは旧国民年金法(国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいいます。)の適用を受けるときは、「有( )」のにレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を( )内に記入してください。
- なお、この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由により次の年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所名等を記載した書類を添付してください。
- (1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金の保険給付に該当する障害年金

- (2) 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金の保険給付に該当する障害年金
- (3) 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金の給付に該当する障害年金
- (4) 厚生年金保険法の障害厚生年金及び国民年金法の障害基礎年金(同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除きます。)
- (5) 厚生年金保険法の障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について国民年金法の障害基礎年金が支給される場合を除きます。)
- (6) 国民年金法の障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は厚生年金保険法の障害厚生年金が支給される場合を除きます。)

5 「 9 医師等の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書で重ねて医師の証明を求めて記入する必要はありません。

6 請求者にあっては、署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

(A4)